

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和6年度 第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日 時	令和7年3月13日(木) 13:30~15:20
場 所	芦屋市環境処理センター1階会議室
出 席 者	会長:井上 尚之 副会長:千田 真喜子 委員:多田 直弘、橋本 明美、法兼 茂子、山口 能成、桑田 敬司、岡田 圭司、 金山 成生(欠席)
事務局	大上市民生活部長、藪田環境施設課長、尾川市民生活部主幹、 谷野収集事業課長、御宿環境施設課課長補佐、浜口収集事業課主査、藤岡環境 施設課管理係長、荒木環境施設課施設係長、林環境施設課主査、山城環境施設 課課員、林環境施設課課員
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	1人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 連絡事項
- (2) 協議事項: 令和7年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画(案)
- (3) 報告事項: 神戸市・芦屋市一般廃棄物の広域処理について
- (4) 報告事項: 芦屋市環境処理センター施設整備について
- (5) その他

2 提出資料

- ・資料I 令和7年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画(案)
- ・資料II 芦屋市環境処理センター施設整備について(次第及び資料1~21)

3 審議内容

(事務局 藤岡)

委員の皆様の発言につきましては、お名前の入った会議録として市役所1階の行政情報
コーナーと本市ホームページにより公開することになりますので、御了承ください。

また、録音の都合上、御発言の際は、マイクを利用して、御発言をお願いいたします。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

それでは傍聴人について報告をお願いいたします。

(事務局 藤岡)

はい。傍聴の方がおられませんので、このまま進めさせていただきます(後に1名傍聴者

あり)。

井上会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

(井上会長)

それでは議事に入りますが、事務局から本日の会議の成立について報告をお願いします。

(事務局 藤岡)

本日の会議は、委員 10 人中、8 人の委員の出席を得ており、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例第 6 条第 2 項により、この会は成立しております。

(井上会長)

それでは議題 1 の令和 7 年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。藤岡さん、お願いします。

(事務局 藤岡)

はい。事務局の藤岡です。皆様お手元にホチキス止めの令和 7 年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画案、こちらございますでしょうか。こちらの資料と、あと途中で補足としてスクリーンのほうで、補足資料を映させていただきますので、こちらの資料と適宜スクリーンを見ていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、これは何かと言いましたら、今年度、ごみの見込みの報告と、来年度どのような取組に力を入れていくかを書いた案になります。この案について説明をさせていただき、協議の上、御承認をいただくものになります。よろしくお願ひいたします。

今年度から委員になられ、本計画を初めて御覧になる方もおられますので、初めから、順に説明をさせていただきます。

まず 1 ページ目、目次飛ばしていただいて、1 ページ目、上の部分に「第 3 次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、5 つの基本方針に取り組みますとあります。

本計画はもともと芦屋市一般廃棄物処理基本計画という、5 年ごとに定める計画があり、その年度ごとの実行計画として、この実施計画を年度ごとに作成しております。

その 5 か年の基本計画の中で、このような基本理念、基本方針を定め、これを目標及び行動計画として動いております。そのため、今年度の実施計画においても令和 4 年 3 月に作成した基本計画にある、この基本理念、基本方針を踏襲して、ここに記載をしております。

基本理念「私たち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します」。基本方針 1 、日常における環境意識の醸成。2 、市民参画・協働の推進。

3 、多様な主体との連携。4 、排出業者・責任の徹底。5 、新施設の検討・構想です。下段

については、基本情報ですね、人口等、基本情報をこちらでは記載しております。

続きまして、2ページをお開きください。ここでは、ごみ処理の評価を示しております。先ほど申し上げた、基本計画で設定した目標値がありますので、これに対する現状の数値はどうなっているのかというのを記載しております。見込みとはなりますが、1日1人当たりのごみ排出量、1日1人当たりの家庭ごみ排出量、また、最終処分量、灰の量なのですけれども、達成の見込みとなっております。一方で、事業系ごみの排出量、またリサイクル率、こちらは未達成の見込みとなっております。

下に参考として、実績値の推移、令和2年度から令和6年度までを載せております。例えば1日1人当たりのごみ排出量や、家庭ごみ排出量、最終処分量は毎年着実に減ってきているような状況でございます。

続きまして、3ページ目は、今、御説明させていただいたごみ量の内訳となっております。前年度と比較すると、ごみの総排出量はマイナス5.2%と減っておりますし、生活系の燃やすごみについてはマイナス5.8%と、減量が進んでおります。また、資源ごみについて、ペットボトルや瓶は数値として増えており、資源ごみ全体として見ても、ごみの総量の中では、この資源ごみ全体としても、割合が微増しております。要するに、燃やすごみと資源化できないごみが減って、資源化できるごみが割合的に増えてきております。これは指定ごみ袋制度の導入による分別の効果が少しずつ出てきているものと思われます。もう一点、事業系ごみの燃やさないごみが特に増えており、これについては事業者の分別や、許可業者登録などによる適正な排出が進んだことが要因の1つだと考えられます。

その下、(4)適正処理については、水銀や鉛といった、注視すべき数値について、薬剤管理徹底による安全な運転により、排出基準値を超えることはありませんでした。

続いて、4ページですね。5方策の検証です。ここでは、昨年度のこの会議体でお話しいただき設定していただいた、令和6年度の実施計画に対する取組内容と評価を示しております。なお、冒頭で申し上げたとおり、この実施計画は令和4年3月に策定したごみ処理基本計画を基にした行動計画となっております。そのため、今回実施してきた方策が基本計画にて設定した基本方針いずれかに該当しているのかをこの中で簡単に記載させていただいております。これは取組内容のそれぞれの段落の最後に括弧表記で示しております。また、右に重点取組とありますが、基本方針と同様に基本計画の中で目標達成のための重点取組として、3つ設定がされております。今、この資料の中では、この3つの重点取組というのが示されておりませんので、スクリーンのほうで示しております。

基本計画の中で設定されているものなのですが、重点取組として、指定ごみ袋の導入、紙ごみの資源化、リサイクルの推進、この3つを重点取組として令和4年3月の中で設定をしております。参考程度に見ていただければと思います。この重点取組も満たしているのかどうかというのも、この中で記載をさせていただいているようなところになっております。

それでは順番に御説明いたします。まず1ごみの減量化と再資源化の推進。令和6年度

は、11月に広報あしやの特集記事を出しております。スクリーンのほう、こんなものを11月に全戸配布させていただいております。芦屋市にお住まいの方は、こちらの広報あしやを御覧いただいたかとは思うのですけれども、こういったものを配布しております。この中で、家庭から出る燃やすごみで紙類が多いということの啓発を実施いたしました。また、結局のところ、何がリサイクルできて、何がリサイクルできないのかということを市民に周知するために、リサイクルの可否についても掲載をしております。

ちょっと見にくいのですけれども、こんな感じの構成で書かれております。いろんな啓発をしているのですけれども、今回、紙類のことを多く、特集記事の中でうたっておりまして、特に右ページが漫画形式になっておりまして、リサイクルできる紙、リサイクルできない紙はこんなのだよ、どういうふうにリサイクルしていこう、分別していこうというところを分かりやすく表現しているような広報の記事になっております。

もう一点、紙類を減らす取組の一環として、夏休みに行った環境処理センターの親子見学会という事業があり、これも非常に好評で、すぐに定員が埋まったのですが、この中で紙類に焦点を当てた見学会というのも実施しました。具体的には芦屋市の燃やすごみにはどんなごみが多いのか。リサイクルできるものは何か。そして、リサイクルできる紙とは何かということを講習しました。事前にどんなことを行うかはホームページでもお知らせしておりましたので、すぐに定員に達したことを考えると、市民の関心の高さがうかがえます。

ちなみに、参加者の感想をアンケートから拝見しても、紙をリサイクルしようと思いませんとか、紙ごみを雑誌等の日にまとめて出そうと思いましたとか、分別できるものがもっとないか確認しようと思ったと、心に響いてくれた方も多かったようで、ポジティブないろんな御意見を伺うことができました。

さらに、新たな取組として、本・古着の交換会を11月に実施しました。こちらはスクリーンのほうにチラシがあるのですけれども、左側のほうが11月に実施させていただいた、本・古着の交換会のチラシになっております。これは不要となった本や古着を期間中に持ち込んでもらったら、ほかの人が持ち込んだ本や古着を無料で持ち帰ることができるというリユース事業で、不要品をごみとして出す前に有効利用する機会を設けることで、市民のごみの減量化や資源保護を啓発することを目的として開催しました。実施計画の評価の欄にも記載させていただきましたが、5日間で318人の市民の方に御来場いただきました。先ほどの広報あしやをきっかけに御来場いただいた方が多数おられ、特集記事の効果が一定あったものと推察されます。また、予想以上に多くの反響をいただき、紙類を資源化することに対し、市民の意識が比較的高いように感じられました。例えば、こんなイベントをもっとやってほしい。いいもの、きれいなものだから捨てるぐらいなら誰かに使ってほしいというお声は非常に多かったです。こちら、3月18、19日、来週の火曜日、水曜日にも同様のイベントを実施予定です。こちらも、今、広報あしやで周知しており、かなり問合せが増えている状況になっています。

続きまして、2プラスチックの分別の推進の課題整理と市民周知ですが、紙類のことと同

様に広報あしや11月号の特集記事にて、プラスチックごみの現状、分別の意義、今後の方針、プラスチックの分別を実施予定である旨をこの中で示しております。少しほかににくいのですけれども、左のほうに円グラフがあり、プラスチックがかなり燃やすごみの中に含まれているんですけども、それを分別しなくていいのか？という話が、このQ&A方式で書かれておりまして、プラスチックを分別していく方針であることをこの中でうたっているようなところになっております。また、我々自身がプラスチックの分別をどのように行い、どのように再資源化されているのか勉強不足でございましたので、プラスチック分別の課題整理のため、他市にある施設や勉強会というのを行いまして、具体的な実施方法の検討を進めてまいりました。評価にあるとおり、本市に適した処理方法の研究は進めつつ、分別実施への具体的なスケジュールを検討すべき時期に差しかかってきたのではないかと考えております。

次に、3ごみに関する広報手段の充実でございます。本審議会での御意見でも、広報誌だけじゃなく、いろんな方法手段を考えるようにということで、ずっと言われていたのですけれども、ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」を令和6年3月末にリリースしました。こちらですね。スクリーンのほうに、示しているのですけれども、こういったアプリで、リリースをしております。実際は4月からが本格稼働でしたので、4月号の広報あしやで啓発を行い、毎年全戸配布の家庭ごみ収集カレンダー、こちらにも、このアプリの内容を記載、掲載させていただいて、また、再三出てきております広報あしやの特集記事、この中でも、本アプリの啓発を行い、分別に関する周知の強化に努めてまいりました。

ほかにも、指定ごみ袋利用促進を目的に、ごみ収集パイプライン利用者の会と協働で啓発チラシの全戸配布を行いました。これについては、芦屋市では現状、パイプライン地域を除けば、指定ごみ袋の使用率というのは99%を超えております。ただ、パイプライン地域については、パイプラインの特性上、どうしても指定ごみ袋を使わなくていいか、分別しなくてもいいかという方が一定数おられ、対応に少し苦慮しているところでございます。そんな中、指定ごみ袋を使うように啓発するチラシをパイプラインの投入口に貼っていき、周知徹底を図っていこうということで動いておりました。チラシ作成に際し、本委員でもある、山口委員がパイプライン利用者の会でありましたので、相談をいたしまして、助言をいただきながら、強制ではなく意図を伝えることでナッジ効果を期待する、こういったチラシを作成させていただきました。スクリーンのほう見にくいでありますけれども、こういった黄色ベースのかわいい、分かりやすいようなチラシですね、こういったものを作成させていただきました。これを山口委員からの御提案、御協力もあり、実際に市民のお手元に届くようにしたらもっといいのではということで、チラシを対象地域の全戸に配布いただきました。

次のページにわたっておりますが、もう一つ、外国人への対応として、新しい周知啓発、広報を行いました。芦屋市だけに限らないかもしれません、人口が減少する一方で、外国の方、こちらの人口が増えてきております。御存じのとおり、外国の方は必ずしも日本語やルールを理解して住まわれているわけではありません。そうなると、ごみ出しの日時を守ら

ない、分別を守らないといった問題が生じてきます。そこで、簡単なページですが、今までなかった外国人向けのホームページの整理や指定ごみ袋を使うこと、分別を行うこと等を記載したチラシを作成し、日本語学校との連携による周知を行いました。最近多くなってきているのが、日本に来て語学を学んで大学への進学や就労につなげていくといったパターンが多いようで、日本語学校に通われている芦屋市に住む外国人も一定数おられるようです。日本語学校では語学だけでなく生活のルールなども教えてくれるタイミングがあるそうです。そういう場で直接啓発を行っていただくように日本語学校にチラシ等を持参し、連携をお願いしたところでございます。

右の評価にもありますが、市民に画一的な啓発を行うには広報あしや、特に特集記事等は非常に効果的であったと考えます。一方で、例えば指定ごみ袋の利用促進などはもうご理解されている方も多いので、こういったことを伝える際に、広報あしやは媒体としてはあまり適さないのではないかなど考えております。そこで、今回、名前を挙げさせていただいたパイプライン利用者の会や日本語学校のように御協力をいただける団体と連携しながら広報を行ったこと。つまり、ターゲットを絞った周知方法というのを選択できたというのは非常に大きいことだと考えております。

最後に4危険ごみによる火災事故等の撲滅ですが、これについては昨年の審議会の中で御意見として出していただき、新たに追加した項目であると聞いております。ガスボンベやリチウムイオン電池等によるパッカー車の火災事故は、こちら芦屋市に限らず全国でも起きている問題です。これについては広報あしや令和6年8月号と令和7年3月号で、この御覧のような形でガス缶やボンベ、スプレー缶といったごみの出し方について啓発を行いました。

また令和7年1月、この1月に危険ごみの出し方についての周知をSNSとごみ分別促進アプリを通じて実施し、様々な広報手段を使い周知啓発を行っているところでございます。「さんあ～る」の中でお知らせというものが出るのですけれども、1月14日に危険なごみの出し方についてということで、危険ごみの周知啓発をさせていただいたところでございます。

一方で、右の評価にもありますように、依然として危険ごみの不適正排出及び小規模な火災等の撲滅には至っておりません。令和7年1月にシンコースポーツグラウンド、市民の方にはなじみのある川西運動場ですかね、この川西運動場で、芦屋市の防災総合訓練という防災訓練が実施されました。この中で子供たちや来場の市民に向けて災害時のごみ出しに関する周知啓発を収集事業課の皆さん中心に行っていただきました。その中で谷野課長自らマイクを握っていただき、危険ごみの出し方についても実物のパッカー車を使いながら真剣にお伝えいただきました。実際、何がどう危ないのかというのを、本物を見ながら、実際に収集する人たちからの説明であり、参加者もかなり心に刺さっていた印象でした。このよううに直接顔を見てお話をしていくことも周知啓発には必要でございます。今後もSNSや動画といった広報手段の充実と合わせて、危険ごみに関する周知啓発を行っていく

考えでございます。

そして枠外になりますが、令和6年度実施計画で定めた方策以外にも、以下の取組を進めましたとあります。1つ目ですね、指定ごみ袋違反、分別違反に対する啓発強化ですが、収集事業課と連携しながら啓発の実施に努めてまいりました。特に分別違反ですが、先ほどの外国人も含めて、まだまだ見受けられます。燃やすごみの日に缶、瓶、ペットボトルと一緒に袋に入れて出されていましたり、ひどいものでは危険ごみが混入しているケースもあります。そういういた排出を行った人に対して該当のステーションを利用している全戸にチラシを投函したり、ステーションに啓発を貼り付けたり、自治会経由で啓発をお願いしたりと様々な対応をしているところでございます。

2つ目、事業系ごみ違反に対する啓発強化ですが、こちらも収集事業課と連携しながら進めております。収集作業員は経験から持っただけでも分別違反等の怪しいごみは分かります。そのごみが袋の外からでも明らかに事業系ごみである場合や、排出者が特定できるケースはかなりあり、このステーションで出されたということが分かれば、朝から張り込みをして、ごみ出しに来た際に対面で説明を行い、適正排出をお願いしたり、どこの誰かが分かれば通知を送ったりしながら適正化に尽力をしております。

また、2月に開催したフードドライブ食品提供会というイベントで、我々がお話をさせていただきました機会をいただきましたので、集まったこども食堂等の事業者、こちらの事業者へ事業系ごみの排出について直接の周知を行いました。

続いて、3つ目、4つ目と協定関係になるのですが、今年度新たな協定を締結しました。1つが粗大ごみのリユースに関して民間企業との協定を締結、令和6年12月25日ということで、スクリーンのほう見ていただいたら、「おいくら」というサービスがございます。これは家具などの不用品を粗大ごみとして捨てる前にリユースにつなげませんかということで、この「おいくら」のホームページを通じて、一度に複数の買取店へ査定依頼を出して、要望に合った買取店とマッチングした場合は、その買取店に売却できるというものになっています。粗大ごみを費用をかけずに、むしろ売却益を得られる形で処分ができるということに加え、自宅まで買取りに来てくれる業者がいるので、自宅から一歩も出さずに処分できる場合もあります。さらに捨てずに誰かに使ってもらえるということで、利用者の皆さんが資源循環への取組に意識的あるいは無意識的に参画している形になっています。

ちなみに本市でもう一つ、「ジモティー」と協定を締結しているのですが、そちらは個人間の仲介で、中には個人と売買するのは不安だというお考え方の方もいらっしゃいます。「おいくら」であれば、相手は個人ではなく買取店ですので、その安心感はあるかと思います。また全国各自治体、阪神間でもほとんどの自治体がこの「おいくら」と連携をしており、実績は大丈夫なのか、自治体としても安心できるサービスなのかということに対しても担保ができているものでございます。

連携開始を粗大ごみの多い年末までにということで12月25日に締結したのですが、連携開始後、12月の1週間だけで7件、16点の取引依頼がありましたし、1月と2月で、件

数は91件、商品数は253点にも上っております。

最後に廃食用油のリサイクルに関する協定ですが、そもそも廃食用油のリサイクルとは何かということですが、簡単に言うと皆さんの御家庭から出る残った油を航空燃料にしてしまおうというものです。こちら、スクリーンに示させていただいております。御存じの方もいるかと思いますが、この航空燃料がS A Fというものです。廃食用油など、バイオマス資源を原料とする次世代の航空燃料で、従来の石油由來の燃料と同等の性能を持ちながら、約60から80%のCO₂排出量を削減できるものです。S A Fはこれから航空業界になくてはならないエネルギーとして注目されております。そして、下にありますように、バイオ燃料及びS A Fの原料として利活用される廃食用油(使用済み天ぷら油)は事業系廃食用油と家庭系廃食用油に分類されるが、リサイクルが確立されている事業系と比較し、家庭系はその大部分が廃棄され、未利用の資源となっております。この資源を有効活用して、ごみの減量化、資源循環につなげようという趣旨の協定となっております。これをENEOSと植田油脂という事業者と年度内に協定締結する予定です。

具体的なスキームなのですけれども、こちら、スクリーンのほうで見ていただけだと、市民の方は廃食用油を市内の回収拠点に持ってきていただき、集まった廃食用油を協定先の事業者が回収をします。そこで不純物等を除去して、S A F製造者であるENEOSに廃食用油を供給し、最終的に航空会社にS A Fを供給していく仕組みでございます。S A F製造の工場が運転開始するのが2028年度以降となっておりますので、それまでは、集まった廃食用油は、バイオディーゼル燃料等に再利用されることとなっております。実際に動き出すのは次年度からになるとは思いますが、回収拠点として1つは芦屋市役所などの公共施設を考えております。もう一つ、どれだけの事業者さんに御協力いただけるかは分かりませんが、スーパーなどの店舗に回収ボックスを置いていただければ、より一層取組が促進するものと考えております。商工会の桑田委員もおられますので、また何かとお願いすることもあるかもしれませんので、その折には、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、続きまして、6番課題の抽出と次年度の方策に移っていきたいと思います。今まで見ていただいたのは、令和6年度の報告ですが、ここからは、令和7年度は何に力を入れていこうかというお話になります。深刻化する地球温暖化対策として、資源循環や脱炭素を促進し、持続可能な社会を構築するため、3Rの推進により燃やごみの減量化・再資源化を図る必要がありますと記載させていただいておりますが、根っここの部分は例年と変わりはありません。これに対して、課題と感じている部分と、それに対する方策、取組内容をお示しております。

1つ目、燃やごみに混入する紙類は依然として多く、より一層分別を促進する必要があるという課題です。新聞の購読減少が拍車をかけ、紙ごみ自体、毎年減っています。しかし、紙資源について、燃やごみではなく紙資源の日に出してくださいとお願いをしても、燃やごみの中に含まれるごみの種類として、紙類がやっぱり1位となってしまっております。これに対して、ごみの減量化と再資源化の推進を引き続きやっていきたいと考え

ていますが、具体的には令和6年11月に試験的に開催した本と古着の交換会をベースに拡充させ、関係団体と連携しながら紙類・布類を軸に資源化を図っていくところでございます。特に神戸市と連携しながら資源回収ステーションのような新しい資源化の取組の方法を模索してきたいと思っております。

また、ごみの出し方や分別方法に限らず、市が行っている施策を必要としている人に分かりやすく伝える必要があるという課題がございます。こちらも重点的に取り組みたいと思っているのが、ごみに対する広報手段の充実ですが、とりわけ、新たな取組として動画での周知や危険ごみの出し方も含め、これまで点でしかなかった各業務について関連性を持たせ面として組み立てていって周知していくなど、市民意識を高めていくため、SNSやホームページなどを活用し、ごみに関する情報提供を拡充させるつもりでございます。

例えば、一目見れば、何を目指して、どんなことをどんなふうにやっているかが分かるチラシの作成や、広報特集、ホームページの改善を見据えています。こちら、誤字脱字がござまして、この2番のR7年取組予定というところで、新たな取組として動画の周知や危険ごみの出し方も含め、これまで点でしかなかった各業務について関連性を持たせ面として組み立てて周知していくなどの「い」が抜けておりましたので、追加をお願いいたします。

最後に、次の6ページになりますが、環境処理センターの施設整備に伴い、リサイクル事業そのものの在り方を再編する必要があるという課題です。現在、家具や自転車の修理を行ったり、リユースフェスタを実施しているリサイクル棟という建物あるのですけれども、こちらが令和7年度末をもって解体となる予定です。リユースフェスタができなくなる、じゃありサイクル事業をしなくなるというのは、今の時代に逆行しており、自治体の施策としては考えにくいと思いますので、新資源化施設の建て替えまでも数年ある中で、今できる事業は何なのかを検討し、令和8年度に向けて事業を再編していく時期に立たされております。これに対して、リユース施策に限らず民間企業との連携協定も活用しながら、リサイクル事業全体として新たな展開を検討し実施していく必要があると考えており、特に環境教育の面も充実させながら検討を進める必要があるのではないかと考えております。こちらについては幅広い御意見を参考にしていければと思いますので、委員の皆様におかれまして、何か妙案等ございましたら、後ほど御意見をいただければと思います。

次は、参考として円グラフがあるのですけれども、上が令和6年度、下が前年度の燃やすごみの中のごみ質調査の結果をつけております。紙類の割合は減少しているものの、先ほど申し上げたように、紙類が最も燃やすごみに含まれてしまっている現状でございます。また草木類也非常に多くなっております。

もう一つ参考で、7ページについておりますのが、兵庫県内の芦屋市の結果で、国が出している最新のデータは令和4年度までになりますので、これは令和4年度の結果なのですけれども、さほど大きくは変わっておりませんが、芦屋市の順位は、ほとんどで前回よりも上昇しているところでございます。これもあくまで参考程度でございます。

以降のページは、例年とほとんど同様ですので、説明は省かせていただきますが、市民・

事業者・市の責務や収集運搬計画、中間処理計画、最終処分計画を記載しております。

報告としては以上になります。よろしくお願ひいたします。

(井上会長)

藤岡さん、どうもありがとうございました。

皆さん、今の御説明お聞きになって、何か質問、御意見等あればお願ひいたします。山口さん。

(山口委員)

はい、山口です。2点ほどありますて、まずリサイクルに関して、いろいろ考へているんですけども、私の個人的というか、考え方、ごみという考え方をなくしました。全て資源、ごみはない、全部資源だと。そうずっと今年から思つてるんですけども、福島県がやつとそれに気がついて、ごみ袋も、資源と、それから資源にできなかつたという2つに分けて、スタートするということなんで、ああ、やつと気がついたかと。だから、ごみという発想をすると、どうしても捨てる、だから減量化しなきやいけないという発想になるんですけども、僕は資源という考え方にはすべきやと思う。だから、この会も本当は、私個人の意見ですよ。ごみ減量推進じゃなくて、資源化推進ということでされたらどうかと思います。

広報いろんな努力されているのはよく分かりますし、少ない人数でよく頑張っておられるのは重々承知なんですが、私の提案は、例えば、私の場合は、本が数千冊あったんで、大手の買取業者ありますよね、そこから段ボールが送ってくるんです、ぼーんと。で、それに詰めて引き取りしてもらいます。昔、20万円で買ったブルタニカの百科事典もそんな中に入れて、数十箱売つても、これが1万円ということで、まあそんなもんやろうとは思いますけれど。それが直接市民と業者でやってるのもあるんですね。

それから、本に関しては、私はもう全部買うのやめました。全てKindleにしました。Kindleで読むと。そうすると本を置くスペース全くなりますし、非常に検索もやりやすいですね。そういう何か市民のベストプラクティスみたいなものを何かで紹介しないと、啓蒙ばかりこうやるんじゃなくて、市民の皆さん、こんなことやってて、実は資源化を図つてゐるんです、リサイクルを図つてゐるんですみたいな紹介もあつたらいいかなと今思つております。

それから、もう一つは、危険ごみに関して、私のほうはずつと日本中、日本中というか、世界中のごみのデータがグーグルから来ますので毎朝見てるんですけども、日本ではやっぱり火事がものすごく多いです。この間、東京都のものも出てたんですけども、数百億円損失しているという想定が出てまして、今日の朝も火事があつたって。パッカー車が燃える分は数百万円ですけれども、今、燃えてるのは、資源化のところとか本体が燃えてるんですね。それで半年とか1年とか復旧に時間をかけてるという、そういう状態なんです。

それで1つ提案は、この間、NHKで「クローズアップ現代」でこの問題を取り上げられまして、もうひとつかなというのもあるんですけども。私たちは利用者の会ということでや

っておりまして、各自治体と管理組合合わせて34団体で、今、参加しているんです。そこで一度、勉強会をしようじゃないかと。例えば、皆さん、これ何かというと、イヤホンが入ってます。で、こういうのはリチウムイオン電池が入ってるんですね。普通、日本のメーカーだと安全装置がついてますけども、これはLenovoという中国のメーカーのものですけれど、安全装置がついてるかどうか分かりません。これだと一見するとプラスチックなんでプラスチックごみに捨てると。でも、ぐしゃっと、これやったら燃えます、可能性としては。こういうのを市民の方全く知らないと思います。だから今の充電式はもう全てリチウムイオン電池です。私の家にも山ほどあるんですね、ひげそりから全て。だから、こういうのを、単にこれが危ないですよじゃなくて、やっぱり講座を開いて、実際に見せながら、こういうのは危ないんですよと。第一弾は、私たち、パイプライン利用者の会と、まだみんなには言ってませんけど、芦屋市とお願いして、講座を開こうと、今、思っています。だから何かの組織がいろいろ芦屋市にはありますんで、そういうのを利用して講座という形で実際に現物を見ながら、こういうものは実際は危険ですよという、そういうものを1つ、本当に少ない人数で大変だとは思うんですけども、各市民の組織いっぱいありますんで、何か利用して講座を開かれたらどうかなという提案でございます。

以上です。

(井上会長)

どうも、山口さん、ありがとうございました。資源化推進をするということで。そのベストプラクティスなどを紹介したいという話ですよね。例えば広報に載せるということですかね、それはどういう形をお考えでしょうか。

(山口委員)

1つは広報ですし、ホームページはあると思います、いろんなパターンあると思います。

(井上会長)

なるほどね。それとあとは危険ごみ、今、見せていただきましたですね。その危険を知らず講座ですよね。これはもう話が具体的に進んでいるんですか。

(山口委員)

今、私たち、パイプライン利用者の会では、6月ぐらいかな、やろうと思っているところです。

(井上会長)

ああ、そうですか。それは芦屋市と一緒に。

(山口委員)

ええ。芦屋市からも来ていただいて。私たちも含めて、その「クローズアップ現代」のビデオがありますんで、それを見ながら、こうですよねということをやっていきたいと思っています。

(井上会長)

ああ、なるほどね。それはね、すばらしいですね。なるほど。そういう2点ね、今、提案していただきましたけれども。藤岡様いかがですか。そういう話は聞いておられますか。

(事務局 藤岡)

今お伺いした話は初耳ではあったんですけども、今ます1点目の御意見ですね、市民のベストプラクティスの紹介というところ、まさしくそのとおりかなとは思います。市民の方もそうですし、事業者の方であったり、そういった方々の中で、こういういい取組をしているんだよということを取材したり、それを紹介したりというのは本当に必要になってくることかなと思います。で、こういうことを実際にやってる人がいるんだよっていうことを目の当たりにすれば、じゃあ私もやらなきゃというところの意識改革にもつながるのではないかとは思いますので、どういうやり方がいいのか、研究しつつ、前向きにどんな形で実現できるかというのを検討していきたいなとは思っております。

もう一点、危険ごみのお話があったと思います。勉強会、非常にいいかなと思います。また、お話をいただければ、こちらのほうも準備はさせていただくのですけれども、パイプライン利用者の会に限らず、いろんな市民団体、自治会とか、他のいろいろな団体もあるかなと思います。そういうところから、申請が来れば出前講座という形で、こちらから講座をさせていただくというような仕組みは既にあるんですね。ただ、その利用率というのはあまりかんばしくないというか、あまり皆さんのはうから申出はないような状況にはなっております。年にあっても1件か2件くらいというようなところでございますので、そういうところで、こういうのもあるんだよというのをもっと広く周知していくというところから、まずは進めていけたらなとは思っております。

以上です。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。そしたら、ほかに何かございますか。法兼委員どうぞ。

(法兼委員)

すみません、法兼です。先日ね、環境衛生協会のほうで伊丹のクリーンセンターのほうに施設の見学に来させていただいて、そこでやはり小型家電による火災が非常に頻繁に起こっているということで、パッカー車だけじゃなくて、処理中にかなりの頻度で発火をして、

そのたびに何週間も作業が中断されてしまうとかというようなことを伺ったんですけれども。他市さんのはうでは小型家電の回収ボックスというのを設置されているところが多くあるというふうに伺いました。西宮の万代さんに先日行ったんですけど、そこにもやはり小型家電の回収ボックスというのが設置されておりまして、芦屋市では多分そういうのを設置しているマーケットとかがあまりないかなと思うんですけども。そういういたものがあると、小型家電をそこに入れる、無料で回収できるので、そんな形で設置を試みると、かなり発火に伴う作業の中止とか、そういうのが防げるのではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

(井上会長)

法兼さん、その小型家電っていうのは具体的にはどんなもんですか。

(法兼委員)

先ほど山口委員がおっしゃられたような電池など。

(井上会長)

リチウムイオン電池が入っているものもということですかね。

(法兼委員)

はい。リチウムイオン入ってる、例えば喫煙のアイコスとか何かっていうのあるじゃないですか、ああいうものですとか、小さな家電製品ですとか、回収ボックスに小さな窓が開いてて、そこに入るものだったら何でもいいですよみたいなことで掲示がしてありました。

(井上会長)

電池だけ取って入れたら駄目なんですかね、それ。

(法兼委員)

いや、ちょっとその辺分からない。詳しいところ見てないので、それは分からないですけど。

(井上会長)

電池が取れるかどうか。山口さん、先ほどのイヤホンは電池取れるんですか。

(山口委員)

今の時代は取れないものが多い。

(井上会長)

取れない。

(山口委員)

昔はこれも取れていたんです。だけど、今は一体化されています。

(井上会長)

なるほどね。

(法兼委員)

シェーバーですとかね、何かいろいろな、小さなゲーム機だとか、そういうのも入れられるので。

(井上会長)

そういう回収ボックスを作ってほしいと。

(法兼委員)

はい。ボックスがあればごみに出すのが少なくなるので。

(井上会長)

メーカーなどと協力してね。

(法兼委員)

そうですね。

(井上会長)

あればいいですね。家電屋さんとかね、一緒に。藤岡さん、いかがですか。

(事務局 藤岡)

おっしゃるように、多分、今の段階では芦屋市の店舗さんのところに置いている事例はないかなと思います。私も他市さんのスーパー・マーケットとか家電量販店さんとかで見かけたことはあるのですけれども、デメリットとしては、ルールを守らず入れる方もやっぱりいらっしゃるんですね。この前、見かけたのは、大きなラジカセが目一杯に入れられていた例もありました。間違いではないかも知れないんですけど、それを入れられた店舗さんはおそらくかなり対応としてご苦労されることもあるので、その店舗さんのほうに、やるとすると、しっかり説明した上で、ちゃんとデメリットも理解した上で御協力いただかないと難しい

のかなとは思います。実施するとなると、こちらも勉強しながら、丁寧にしていかないといけないかなとは思います。

(井上会長)

法兼さん、それはどこの市ですか、そういう小型家電ボックス。神戸市とか。

(法兼委員)

神戸市、伊丹市さんとか宝塚市さんとかもやってらっしゃって、西宮市さんとかもやってらっしゃるというふうに伺いました。

(井上会長)

そうですか。藤岡さん、1回聞いていただけますかね。具体的にどうやって行っているのか。伊丹市とか西宮市とかに。

(法兼委員)

伊丹市、西宮市、これは豊中市でしたかね。

(事務局 藤岡)

阪神間の状況を聞きながら、恐らくいろいろな自治体でやってるかとは思いますので、まずはやっている自治体にそれがどういうふうにうまくいっているのか、逆にどういうところがうまくいってないのかというのは聞き取りながら、芦屋市のほうにも生かせれるかなとは思いますので、それは聞いてまいります。

(井上会長)

それでね、先ほどお話しいただいた中で、プラスチックの分別の進捗についてのお話もございましたけど、今後どのような流れを想定されているか、少し説明をお願いいたします。

(事務局 藤岡)

今年度、他市にある民間企業のプラスチックリサイクルの選別、圧縮等を行う中間処理施設であったり、プラスチックを再び社会に還元するために再資源化する工場、さらには、これら中間処理と再商品化をどちらも1つの場所で将来的に実現できるように計画中の工場の視察を行いまして、プラスチックの再資源化の流れについての一定の情報を得てまいりました。

プラスチック分別の取組を進められている企業側の現状というのを見る中で、できるところから始めていかないといけないということが分かつてきておりまして、この視察結果を基にしながら、今後、再資源化のルート、これを整理していくべきと考えております。

また、今後のリサイクル事業の検討の1つとして、先ほど口頭説明の中で申し上げたエコノバですね、神戸市さんでやっている資源回収ステーション事業というものになるのですけれども、こういったところで神戸市との連携もできればなと考えております。どういうものかといいますと、スクリーン見ていただいたら、「まわり続けるリサイクル」を実践する拠点、資源回収ステーションということで、いろんな資源になり得るものを持ち寄って、資源循環に取り組める場ということで、神戸市さんのはうでやられているような事業になっております。芦屋市でもこのような資源回収の場を展開していき、この中でプラスチック分別推進への種まきを始められればいいのではないかというところは考えております。

ただ、施設整備のこともありまして、令和15年度までに分別開始というのは必須なのですけど、そもそもプラ分別をして当たり前という世の中の流れがある中で、できるだけ早く実施しなければいけないのではないかという考え方もあります。逆にせっかくお集まりいただいておりますので、委員の皆さんにもお伺いしたいのですけれども、このプラ分別をやるという方針は決まっております。このプラ分別の開始時期について、皆さん、どう思われているのかなというのをお伺いしたいと思っております。

以上です。

(井上会長)

はい。今お話をあったエコノバ、それね。具体的にいつからやるかということですか。

(事務局 藤岡)

エコノバは神戸市との連携をする中で、事業の1つとして、こちらで検討はしているのですけれども、プラの分別ですね、実際に市民の方が分別を始める、じゃあ、いつからというところの分別開始時期ですね。イメージはしづらいかも知れないのですけれども、例えば二、三年中には始めなあかんやろうとか、いやいや、令和15年までっていうことであれば、綿密に準備をして、例えば令和12年ぐらいまでには、というような、開始時期については大体のざっくりとした御意見というのを少しお伺いできればなと思います。

(井上会長)

神戸市などはプラの袋を作ってやっていますよね。芦屋市はまだやってないという話ですね。で、そういうのはいつからやつたらいいかっていうことですね。

(事務局 藤岡)

そうですね。考えなきやいけない細かいことはたくさんあります。今おっしゃっていた袋の話もそうなのですけども、仮に本当に袋について改めてプラ用のものを作るのかというところのお話もありますし、あとは収集体制の問題という部分もございます。あと施設整備もそうなのですが。そういう諸課題がある中でいろいろ解決しないといけないん

だけれども、じゃあ最終いつまでに解決して、いつまでに分別を始めなあかんかなというところの御意見を伺えれば。

(井上会長)

はい。御意見、どうぞ。多田さん。

(多田委員)

長いこと、この会議に出させていただいているので、ずっと流れを見てきてたんですけど、恐らく僕の記憶が正しければ、恐らくそのプラスチックを完全に分けてしまった場合と、今のままの状態である場合に、それにかかる費用ですね、費用に対して分けないほうが要る費用が少ないという点もあったということで、ちょっと芦屋市が遅れているというふうに記憶しています。そして、西宮には、僕、家族とか友達いるんですけど、いつも芦屋はええなって言われているんですよ。だから、そのときいつもね、思うのは、もし西宮がやっていて、利点が多いんであれば、これはもうすぐにでもやらなければいけないことなのに、なぜ今やっていない理由として何らかの利点があるんであればということを考えてしまうわけですよ。

僕ね、実は今日ペットボトル持ってきてます。一瞬思いました。誰もペットボトル持ってきてない。だから、これがもう10回以上使っているものですと言っても、言い訳にならないと思うんですけど。ペットボトルって、ある意味、若い子に聞いたら、やっぱり便利なんですよ。かばんの中にでも、どこにでも、まず漏れないですよね。缶ジュースなんてもう買わなくて。例えば大きなペットボトルを買ってきて、いつでも使えるような水筒代わりに、これを小分けして使っているという若い人もいましたから。だから、この辺りに関して、もし収集を分けることによってメリットがあるんであれば、僕は躊躇することなく前に進めるというのが僕の考えです。だから、なぜ、ごめんなさい、芦屋はしないんだろうというのも僕としては意見としてあります。申し訳ございません。

(井上会長)

ここで言うプラスチックというのは、ペットボトルをメインで言っておられるんですか。

(事務局 藤岡)

いえ、ペットボトルはペットボトルで、今、既に資源回収をしておりますので。ペットボトルで該当するとすればラベルですね、そういうプラスチックは、こちらの今の議題のところに該当する部分になっています。

(井上会長)

はい、分かりました。で、硬いプラスチックってあるじゃないですか。容器包装じゃなく

てね、その硬いプラスチックといいますか、そういうのも言っておられるんですかね。

(事務局 藤岡)

そうですね。恐らくこちらの審議会の中でも答申としていただいたときに、プラの分別をしていきましょうというところまでは決まっていると思うのですけれども、今おっしゃつていただいた容器包装プラスチックと製品プラスチックですね、こういった製品プラスチック。じゃあ、それを別々に分別していくのか、あるいは一緒にしていくのかというところまでは恐らく決まっていなかったと思います。ただ、こちらのほうで、本年度、勉強会や視察等をしていく中で、一括回収という方法のほうが適切であろうということを考えているところでございます。

(井上会長)

はい。ほかに御意見ございましたら、どうぞ。

(法兼委員)

プラスチックの回収でね、例えばラップとかもいろんな種類があると思うんですけど、そのラップによっては全部プラスチックになるんですか。汚れたものをきれいに洗って、その回収ボックスに入れる。例えばマヨネーズだつたりとか、オイルとか、何かそういった汚れているようなものあるじゃないですか。そういうのもきれいに洗って、それを流して。その洗う水ね。汚水を処理するのにかなりまた費用がかかってきちゃうので。そういうものも全部きれいに洗って出さないといけないようになるのか。そういうものはもうそのままごみに出してもいいですよというふうにするのか、ちょっとその辺が、どこまで良くて、どこまでが駄目とかっていうようなことちょっと御検討いただけたらなと思います。

(井上会長)

はい、いかがですか。藤岡さん。

(事務局 藤岡)

今おっしゃつていただいたところの意見はまさにそのとおりでございまして、実際にプラ分別を進めておられるような自治体さんも、そこで苦慮しているところはあるんですね。例えばマヨネーズの中身が入っているものについては駄目ですよ、きれいに洗ってプラの分別のほうに出してくださいというような案内になっています。ただ、分かりにくいで、そういうところの周知徹底というのは必要になってくると思います。ただ、それを芦屋市でどのようにするのかはまだ決定はしておりませんので、そこも研究しながら、どういったものが一番いいのかっていうのは勉強させていただこうかなと思っています。

(井上会長)

だから、その神戸市などは、容器包装プラですよね。例えばお菓子が入っている容器とかね、袋とか、プラなんんですけどね、それはもう分別して、神戸市ではやっていますね。今おっしゃった、マヨネーズがついた、そういうのはもう燃えるごみでやっていますけどね。

いかがですかね。では、できるだけ早くやるということはもう共通認識としてあるんですけどね、あとは、どれを分別するかっていう話ですよね。そこを検討していただいたらありがたいなと思いますけどね。はい。

(事務局 藤岡)

今おっしゃっていただいた分別に関するところ、啓発に関するところ、そして収集体制であったり、先ほど申し上げたようなところの諸課題、そういったところを1つずつ潰していくながら、スタートしていく必要があります。それらの諸課題を1つずつ、令和7年度からクリアしていくことに注力していきたいなと思っております。

(井上会長)

はい、よろしくお願ひします。それでは、令和7年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画案、先ほど説明していただきましたけれども、この承認の可否を問いたいと思いますが、承認でよろしゅうございますかね。特に異議のある方おられますか。異議のある方おられますか。特にないですかね。

どうぞ。

(千田副会長)

すみません、燃える、火災予防のため、ごみに関しての火災予防のために避難訓練とか災害の訓練のときにいろいろされたというお話を聞いて、消防法で火災の訓練っていうなんところで年1回か2回か何か決まっていますよね。あのときに芦屋市のほうから、ついでにそのごみが燃えない工夫もちょっと入れてくださいってアナウンスしていけば、例えば小学校とか、中学校とか、幼稚園とかの火災、避難訓練のときにもレクチャーできるし、各地区で、火災、自治体、コミュニティーでされていると思うんですけども、町内会で。そういうときにもそういうことをやってくださいって言うと、もう少し、1件でも減らしていくのかなとは感じました。

(井上会長)

それは具体的にはどこがやるの。主体は。芦屋市さんがやるの。

(千田副会長)

主体はその法律で、例えば小学校だったら年に2回かな。で、建物、事業所さん、会社と

かでも多年に1回か2回、消防法で絶対火災に関する予防をしなきゃいけないので、それに引っかけて、ごみも実は燃えやすいよとか。で、町内会でも、多分、公民館とか、そういう建物があるところと、必ず火災も防災訓練はするんで、それにごみのこともちょっと。

(井上会長)

それを芦屋市がお願いしていくわけですね。

(千田副会長)

うん、芦屋市のほうから、そういうところに声をかけていくとか。

(井上会長)

声をかけてくださいと、そういう話ですね。はい。

そしたら、この案について御承認ということでよろしゅうございますかね。特に反対ございませんかね。はい。そしたら承認ということで決定いたしました。

そしたらね、続きまして、神戸市・芦屋市一般廃棄物の広域処理についてですね。事務局から説明をお願いいたします。御宿さんですね、はい。

(事務局 御宿)

そうしましたら、神戸市の件につきましては、私、御宿から御説明させていただきます。資料につきましては、お手元は左肩クリップ止めの資料の中ですね、ローマ数字で資料2と書いてあるページを1枚めくっていただくと、神戸市の広域連携ということで、四角で数字の資料1という記載がある資料があると思います。そちらを中心に御説明させていただけたらと思います。

前回の審議会の中でも簡単に状況について御報告させていただいたところですけれども、改めて経緯から説明させていただけたらと思います。

高島市長が就任されてから、令和5年度の議会において、神戸市との広域処理に変更するというのを、ちょうど前年度の9月の議会で発表しました。それを受け、神戸市と芦屋市、担当者同士で議論重ねまして、都度、議会などへも報告したりとかも重ねてきました。この10月にパブリックコメントというのを実施したところで、その結果を受けて、先般の議会において、両市で連携していくための規約というのを議案に出しました。それがこのたび議決され、実際にはまだ両市長で調印するという手続が残っておりますけれど、大枠としては神戸市との広域連携をやっていくということまでは決まっている状況になっております。

内容については、1ページの、数字の番号で2番のところに、どういう流れで広域処理をやっていくかということを書いていますが、そちらの文字で見るより、もう一枚めくっていただきまして、カラー塗りで図柄が、3ページにあると思うんですけども、これで説明させていただけたらと思います。

まずは、芦屋市のほうでごみを収集するため、市民の皆さんのごみ出しは従来と変わらず、芦屋市のこの施設に一旦集めます。で、この施設が、今は焼却施設というところで、ここでごみを燃やしておりますけれども、これが中継施設という、この後、整備し直すことによって、ごみを積み替える施設になります。ここでごみを大型車に積み替えて神戸市に持っていく流れになります。神戸市では3つの焼却施設ございますが、主な持つて行き先としましては、一番発電効率の高いポートアイランドにある港島クリーンセンターというところに持つて流れになっています。運ぶ際は、できるだけ住宅街を通らないようにするために有料道路を使って持つていく考えで進めています。

これらの効果というところについては、1ページに戻っていただけましたら、1番のところでその効果について記載しているんですけれども、芦屋市においては、主に新しい施設整備というものが、焼却施設を建てるということがなくなりますので、大きな支出抑制になるということはもちろんですけれども、両市でやっぱり一番の目的としていますのは、脱炭素、環境負荷低減というところが一番大きな目的となっておりますので、これらに向けて両市で連携していくことになっています。

これらのスケジュール感については、1枚めくっていただきました、この2ページ目のところに記載してございます。5番の広域処理開始までのスケジュール案ということです。これが今後の流れの中で、令和7年度以降が、芦屋市において、まずは施設整備ということを進めていかなくてはなりませんので、まずは施設整備をし、目標としましては令和12年度以降に広域処理を開始するという流れで考えているところです。

実際、処理に当たっては、芦屋市のごみを神戸市で焼いていただくというのは当然お金がかかりますので、それらの経費につきましては、このページの4番のところで記載しています。神戸市さんとのお話の中では、処理に要する実費分を負担するという流れで整理しておりまして、施設整備があれば、当然施設整備分として、芦屋市が焼却に必要な能力分だけの経費は払うというところでございますので、一定の負担も発生してくるというところでございます。

それらのページですね、いろいろと、どういう効果があるかとかいったようなところが、ホームページでも掲載させていただいておりまして、それが、3ページの図柄を1枚めくつていただきまして4ページ以降で、ホームページに掲載するような内容を掲載させていただいている。時間の都合もございますので、簡単ではございますが、神戸市との広域連携の状況につきましては以上となります。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。どうぞ。岡田委員。

(岡田委員)

スケジュールのところでお伺いしたいんですけども、令和7年2月に波線が振ってあって、2市間協議書って書いてあるんですけども。今、3月13日時点で、どんな感じか教えてもらってもいいですか。

(事務局 御宿)

この後、両市長で協議書を締結するということを行いますので、今年度内、3月中には締結するという流れで進めています。

(岡田委員)

ありがとうございます。

(井上会長)

はい、ほか、何かございましたら、どうぞ。山口さん。

(山口委員)

2ページで費用に関してお伺いしたいんですけども、2件ありますて、1件が、神戸市で焼却していただきて必要な経費は委託料等って書いてあるんですけども、大体、大まかにどのぐらいのものを考えてあるのかと、「等」というのは何が入るのか。それと、もう一つ、中間に、委託料とは別に建設費の一部負担金を払うということも書いてあるんですけど、これもどのくらいの費用がかかるか、一応、概算でいいですから、教えていただけますか。

(井上会長)

はい、分かる範囲でお願いします。

(事務局 御宿)

はい。神戸市さんの費用のところにつきましては、申し訳ないんですけども、議会でも、明確には幾らですっていうのは、実際に決まるのが令和12年を開始の想定としていまして、その直前にならないと分からぬというところもありますので、今、申し上げてしましますと、神戸市との兼ね合いとかで、御迷惑をおかけする可能性もあるというところから、具体的な数字としてのお答えは避けさせていただいているところがあります。

で、先ほどの委託料等っていうのは、まさに後段でおっしゃっていただいた一部負担金のこととかを指していますので、単に委託料だけではなくて、施設整備に関する費用とかも含めるというところもありますので、表現として「等」をつけているということになります。実際、施設整備の負担金が幾らになるかなというところでいきますと、これは神戸市が、今後、施設整備をするときに、どれぐらいの処理能力のある焼却施設を建てるかというところにもよりますし。あとは芦屋市において、そのときにどれだけの焼却能力を芦屋市分として

確保していただけなければならないのかというところが変わってくるといいましょうか、人口減少も当然進むでしょうし、減量化もどんどん進んでいきますので、これと言う確たる数字というのは、なかなかその直前にならないと分からぬところもありますけども、今のところ、施設の整備に関して言いますと、100トン未満の施設整備費というのは、大体、処理能力1トン当たりの建設単価というのが、これまでの資料でもお示ししているのは大体1.8億円というところがございまして、神戸市のような大きな施設であれば600トンクラスぐらいのものであると、処理能力1トン当たりで言うと大体1億円切ってくるぐらいの金額になってくるというところがございます。芦屋市としては、例えば新しく建てようとしていた焼却施設というのが大体88トンを想定していたところがありますので、乱暴な計算になりますけれども、芦屋市が神戸市で、芦屋市分を造ってくださいということになれば、1億円掛ける例えば88トンということで88億円分になりますし。もし、今、先ほど言いました1.8億円、これは計算しやすいように2億円というふうに計算させていただくと、芦屋市が単独で建てたら百七十何億円という数字になってきますので、その差分が出てくるような話です。ただ、これは今もうまさに現在進行形で、物価高騰とか建設単価が高騰していますので、その時々で計算する内容によっては大分差が出てくるのかなというのは考えています。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。山口さん。

(山口委員)

私の理解では、神戸市に頼んだほうが安いという基本的な理解があるんですね。じゃあ何ぼ安いのかという話になったときに、それは言えませんという話だと、私たち市民は納得できないですよね。しかも、プラごみの話がまた平行してあるんで、当然プラごみが入らないという形になると思うんですね、そうすると、ごみの量が減るということも考えて。例えば、今このまま芦屋市でごみ処理場建てるのに比べて、どのぐらい概算で下がるのか、金額は別として。こんだけのメリットがありますよ。だからCO₂といつてもなかなか、CO₂の削減といつてもぴんと来ませんので、やはりお金の換算で大体どのぐらい減るのか。例えば、今、建てるとしたら、これの3分の1で済みますよとか、そこまでは話してもらわないと、僕らもこれ帰って、いろんな人に話をしなきゃいけない責任がありますので、そのときに、山口、何を聞いてきたんやという話にならないようにお願いします。

(井上会長)

いかがですかね。今のところはまだはつきり。

(事務局 御宿)

具体的な数字というよりは、議会で同じような説明させてもらっているんですけども、計算する時々で物価というものがすごく変わる状況がございますので、なかなか金額、幾らですという差を言っても、もう一度、計算し直したら、また差が出てくるというようなことがありますので、その具体的な数字じゃなくて、割合という形で表現させていただいておりまして、それは1ページの1番のところにある、ごみの広域処理の基本的な考え方というところでですね。一番最後の行のところに、後段で、アスタリスク、両サイドがアスタリスクの2行目の後段、経費支出を単年度で約40%削減できると見込んでいますということで、芦屋市としては単年度に換算すると、芦屋市が単独で焼却施設を建てるよりも神戸市に持っていくほうが経費としては約4割程度安くなるというふうに考えています。

ただし、これは当然施設整備を神戸市がいつ行われるかということがまだ何も示されておりませんので、神戸市の施設整備、新しく建て直したときの経費とかは、まだ見込めてないところがございます。建てられた際に、もしかしたら、この金額では当然差が、もう少し効果というのは薄まってくる可能性もありますけれども、それでもなお先ほど言いましたように、そもそも建設単価という負担がございますので、芦屋市が単独で整備して、また建て直してを繰り返すよりは、神戸市にお願いして、神戸市の建て替えの一部を負担していくほうが、当然、経費は安くなるという考え方で試算しています。

以上です。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。だから約4割は削減できると、単独でやるよりはということですね。

(山口委員)

だから、これ、現在のところとか一言入れてれば。

(井上会長)

はい。だから約っていうのをつけてているのでは。そういう意味じゃないですか、この約っていうのは。

(山口委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。そしたら、今度は芦屋市環境処理センター施設整備について、荒木さんの方から御説明お願いします。

(事務局 荒木)

はい、環境処理センター施設整備について、私のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

基本計画検討委員会の開催状況につきましては、第1回から第6回までは、議題等の欄に記載しておりますように、これまでの審議会において報告しております。裏面資料に移りまして、資料2の裏面に移りまして、第7回、第8回も報告済みになっておりますので、本日は第9回以降となります。前回の審議会で御説明しましたとおり、神戸市との広域連携に伴う検討に着手し、取り組んでいるところでございます。説明の資料は多数ございますので、一部割愛しながらの説明とさせていただきますが、御容赦いただきたいと思います。

第9回、施設整備検討委員会を10月3日に開催しており、資料1から資料5がそのときの資料になります。議題の1つ目の神戸市との広域連携、資料1は、前回の審議会で説明した資料ですので、省略させていただきます。

めくっていただいて、資料2、検討項目について整理しております。資料の見方ですけれども、表の左側が、現在として既に検討を完了した焼却施設と資源化施設を整備する際の内容です。右側に追加検討として、今回の広域連携の考えに沿った中継施設と資源化施設の整備を進めていくために変更や再検討が必要となる内容を赤文字で記載しております。

2-1の基本計画、現在はごみ焼却施設ですが、追加検討では、中継施設に変更しております。

次の2-2(1)、基本方針で、広域連携によるごみの処理の実施、各施設の役割の確認を行い再検討する必要がある項目となっております。

次の(2)計画目標年次、中継施設の方式を検討した上で、資源化施設との合棟、別当の整理を行い、計画目標年次を決定する必要がある項目になっております。以下も同様、再検討を行う必要があります。

ページをめくっていただいて、次の(6)施設計画、現在は、ごみ焼却施設ですが、追加検討では、中継施設となり、ごみ焼却施設では、エネルギーの利活用等の項目がございましたが、中継施設では、この項目が削除というようになっております。

続く(7)整備用地以降の、次のページの(13)、(14)も見直しが必要となります。

資料変わりまして、資料3、横の基本計画策定スケジュールです。令和4年と令和5年につきましては実績であり、左側の項目(1)から(14)は既に完了済みであることが分かります。先ほどの検討項目により、再検討等が必要となるため、令和6年度にオレンジ色で必要な負担を設定しております。表の下のほう、各年度の主要検討事項、令和6年度では、中継施設、施設計画とし、検討委員会は計3回、そして、令和7年度では、事業方針、PFI導入可能性調査。また、表の下から2つ目、生活環境影響調査も進め、基本計画をまとめたいと考えております。当初この3月末までに基本計画案の策定を完了させる予定でしたが、約1年間延長というふうなスケジュールになっております。

資料変わりまして、資料4、基本方針をお願いいたします。現在、目標を3つ、地球温暖

化対策、循環型社会の形成、環境保全を設定しており、追加検討では、目標自体に変更修正等はございませんが、現在の目標 1 の方向性、焼却効率とエネルギー変換効率の最大化の部分につきましては、中継施設となりますと、本市の施設内では焼却しないため、追加検討のところ、広域処理による熱エネルギーの効率的利用とし、さらにプラスチック類の資源化も追記しております。

その他の方向性については、修正箇所はございません。

続いて、資料 5、施設計画は、後ほど資料 8 と合わせて説明させていただきますので、続いて第 10 回施設整備検討委員会を 12 月 17 日に開催しており、資料 6 から資料 15 がそのときの資料になります。10 月 23 日に開催した運営協議会からの意見等をまとめたものが資料 6 になります。1 つ目は神戸市との広域連携に関するものであり、神戸市は本市のごみ焼却処理について期限を設けようとしているのか。また、将来にわたり責任を持って処理してくれるのかとのことであり、神戸市と協議を進める中で、期限を設けることは考えておらず、不測の事態に関することについては、書面等への記載を考えていますと回答しております。

2 つ目は、施設計画に関して、中継方式では、臭気対策が課題、芦屋浜地域への臭気が心配のことであり、臭気対策として脱臭設備の整備を考えています。現在、ごみピットに貯留したごみは、クレーンで破袋・攪拌した後に焼却炉に投入しています。中継方式になりますと、破袋・攪拌することなく、直接、運搬車両等に積み込むため、臭気は軽減できると考えていると回答しております。

続いて、資料 7 を御覧いただきます。こちら、先ほどの神戸市の広域連携におけるパブリックコメントの実施の内容と、いただいたコメントを概要でまとめたものになりますので、御興味がございましたら、後ほど御覧ください。

次に資料 8、施設計画です。中継方式の比較検討を行っています。配置イメージ図、既存焼却施設改修による中継施設の場合、別棟方式となり、中継方式としましては、既存ごみピット改造方式がございます。ごみ収集車から、現在のごみピットにごみを直接投入後、クレーンで積み込みができるように、ごみピット内に架台を新設、大型車で搬出するという形になっております。特徴として、評価項目を掲げ、評価後、結果欄のとおり、二重丸、丸、三角、バツで点数付けを行っています。ごみの貯留性は、既存のごみピット容量に依存するため、高くなります。ごみの搬送能力の柔軟性は、搬送先の神戸市との輸送時間を踏まえ、中継施設全体の稼働時間を設定する必要がございますが、ごみ量の増加変動に対応できます。パイプライン施設との接続についてですが、現在使用しているパイプライン施設から、ごみピットへの搬送設備は継続して使用可能となります。経済性の点では、右側のほかの 3 つの方式と比べ、最も安価になります。

次に、新設による中継施設は合棟での配置となり、中継方式として 3 種類あります。1 つ目が、コンパクタ・コンテナ方式。こちら、ごみ収集車からごみを投入ホッパに投入後、コンパクタと呼ばれる圧縮設備でコンテナに押し込み、このコンテナをアームロールで車両に積載し、搬出します。特徴として、ごみの貯留性では、コンテナの容量や台数に依存する

ため、貯留量が増加した場合は、コンテナの平面的な保管スペースが必要となります。

次の貯留排出機方式は、ごみ収集車から、貯留排出機に一時保管した後、大型ごみ収集車に積み込み搬出します。

最後にホッパタイプ、段差直接投入方式は、ごみ収集車から投入ホッパに投入後、天蓋付のコンテナに積み込み、大型車で搬出する方式となっています。

表の下に、評価の合計点、既存ごみピット改造方式が 27 点満点中 21 点、コンパクタ・コンテナ方式が 15 点、続いてホッパタイプ、貯留排出機方式の順となっています。次の総合評価欄のとおり、既存焼却施設改修による中継施設は、ごみ貯留性が高く、パイプライン施設との接続が円滑に行え、経済性が最もよい。また早期に中継施設を供用開始することが可能となり、現在の焼却施設の維持管理、運営費用の大幅な削減も見込めるため、この中継方式が望ましいと検討委員会での結論を得ています。

次に、資料 8—2 をお願いします。資源化施設に関する計画ですけれども、右側の追加検討について、資料を順に御覧ください。特に変更箇所はございませんが、少し飛んで、6 ページ、下段の赤書き部分、現在の計画内容を精査し、アルミ選別機の整備に関することを追記しています。

続いて、資料 9、計画目標年次です。資源化施設に係るごみ量が最大となるのは、稼働予定の令和 15 年度、中継施設は令和 12 年度となり、いずれも計画目標年次が変更となります。

次、資料 10、計画処理量をお願いします。右側の追加検討、先ほどの計画目標年次に基づき、対象量を算定し直しています。まず、(1) の資源化施設の資源系で、缶、ペットボトル、瓶は、計画目標年次が後年度となり、人口減となり、処理量が減少。プラは分別回収が進むことから処理量は増加としています。粗大ごみは処理量が減少しています。

続いて、(2) 資源化施設の受入ヤード。次のページの貯留ヤードの保管量です。

(3) 中継施設に関する処理量は総量として増加します。これらの処理量に基づいて、次の施設規模を算定していきます。

資料 11、施設規模のほうをお願いいたします。(1) の資源化施設、枠囲みの算定式、黒丸の 3 つ目、実稼働率、年間停止日数について、左側の現在、土日祝、年末年始の計 123 日としていましたが、今回の追加検討では、本市の稼働実態に合わせ、日曜日と年末年始の計 56 日と設定し、稼働率を 0.85 としています。

次のページ、計画目標年度、計画年間日平均処理量、実稼働率の修正を行い、最後の欄、資源化施設の施設規模は 16.3 t / 日となり、減少となっています。

少し飛んで、6 ページと 7 ページ。こちらが資源化施設の受入れと貯留のヤード面積を再算定しています。

次の 8 ページ、(3) 中継施設の規模ですが、先ほどの資源化施設と同様、再算定をした結果、77.5 t / 日となり、減少することとなります。

次、資料、13 の整備用地をお願いいたします。先ほどの施設計画において、既存焼却施

設改修による中継施設とする計画に基づき、右側の平面図、該当部分である、この焼却部分のごみピット部分を青斜線で追加しています。

ページをめくりまして、3ページ。環境保全に関する法令として、上から2つ目の大気汚染防止法、また下から2つ目のダイオキシン類対策特別措置法は焼却しないので、適用外となります。

次に2月7日に、第11回施設整備検討委員会を開催しており、次の資料16から資料21がそのときの資料になります。資料17のほうをお願いいたします。こちら、公害防止計画ですけれど、焼却施設がなくなりまして、1ページ目の排ガスの排出基準につきましては、排ガスが排出されませんので全て削除という形になっております。よって、右側の追加検討では、記載がない状態になっておりますので、次の2ページから順にめくっていただいて、全て削除となっておりまして、6ページの3)、新ごみ焼却施設の協定基準値を記載していたのですが、こちらの設定も不要となって、削除となっております。その下の排水の排出基準については、これまでと同様の基準値となります。

8ページめくっていただいて、こちらが悪臭、少し飛んで、12ページ、騒音、13ページ、振動につきましては、資源化施設が残りますので、こちらはどうしても発生するものになりますので、同様の基準値の設定としております。

ページ、14ページ、ばいじん及び焼却灰等の設定も、焼却しないことにより設定は不要ということになっております。

資料変わりまして、資料18の環境計画をお願いいたします。こちらでは、協定基準値に基づく除去技術の調査、検討を行ってきましたが、これらも全て不要となりますので、順に資料めくっていただいて、5ページまで記載がない状態になっております。6ページから、中継施設に関する記載となっておりまして、7ページでは、今回の中継施設に関する記載による中継施設の処理フロー図となっております。見ていただいて、上からごみ搬入、計量器を経て、受入ピットにパイプラインのごみ等も含め、貯留します。中継方式としては、既存ごみピット改造方式を採用するため、ごみクレーンにて、ごみを車両に積み込み、神戸市の処理施設に搬送するというフローになります。受入ピットの右側、青の矢印が空気の流れであり、脱臭ファン、脱臭装置を経て排気します。

次の8ページ以降、最後の16ページまで、各設備について修正削除を行っています。

資料飛びまして、資料20のほうをお願いいたします。こちら、多面的価値の創出に関する資料なんですが、右側、赤文字の部分は、焼却施設から中継施設に変更することに伴い利活用等の対応が不可となるものです。焼却エネルギーを活用した発電、足湯や温泉、またEVパッカー車の導入も困難になると考えております。

最後に、メーカーアンケート関連につきましては、議事として非公開の取扱いとなっておりますので、資料の配付と説明は控えさせていただきますので、御理解のほど、お願いいいたします。

今後の進め方で、次回の第12回は5月での開催を予定しております。長くなりましたが、

説明については以上になります。

(井上会長)

はい、どうも御苦労さまでございました。資料がたくさんありましたけれども、これ、荒木さんが毎回この会議に出られるわけですか。

(事務局 荒木)

そうですね。

(井上会長)

12回までということですか。

(事務局 荒木)

はい。

(井上会長)

御苦労さまです。では今の御説明で御意見、御質問ありましたら。

まず中継施設になったということで、いかがですかね。どうぞ。はい。岡田さん。

(岡田委員)

1点だけ。焼却炉の入っている建物はそのまま維持されるということでよろしいですか。

(事務局 荒木)

そうですね、使わなければいけない施設、例えばクレーンの改修や計量システム等の改修等をやらないといけないので、必要な場所については改修等の工事が入ります。それ以外のところについては、焼却炉は休止という形なので、このまま置くという形になります。

可燃の粗大ごみに関しましても、今、プラットホームのところから、破碎した後に、ごみピットのほうに直接ベルトコンベア搬送という形なので、必要なところに関しましては調査をして手を入れなければならないのであれば、入れていく所存でございます。

(井上会長)

よろしゅうございますか。

(岡田委員)

はい。

(井上会長)

他、いかがですか。

まだ発言されてない方おられましたよね。橋本委員さん、いかがですか。

(橋本委員)

特にありません。

(井上会長)

桑田委員さん、どうでしょう。

(桑田委員)

設備に関してはあります。

(井上会長)

特ないですか。

(桑田委員)

特ないです。専門家の方がこんだけやって資料作ったもんに対して、どうやこうや言えないです。

(井上会長)

ありがとうございます。

(多田委員)

質問いいですか。

(井上会長)

どうぞ。はい。

(多田委員)

ごめんなさい。これ、いつも不思議に思ってたんですけど、ごみの全体量の3割超える紙のごみなんんですけど、どういうものが多いのか、ちょっと教えてもらえた参考になるかと思うんですけど。段ボールはほとんどの家が別で出している気がしますので、お願いいいたします。

(井上会長)

藤岡さん。

(事務局 藤岡)

今のお話では、実際のその資源として出てくるのではなくて燃やすごみの中のということでしょうか。

(多田委員)

ごみ袋の中に入ってるごみとしての中の紙ごみ、どういうものが多いのか、ちょっと気になつたもんですから。

(事務局 藤岡)

ありがとうございます。多いのはやっぱりシュレッダーとか、段ボールとかというところはやっぱり多い印象は受けます。あとは雑誌、チラシの結局資源に回したらいいかどうかがよく分からない紙類というのが、じゃあ燃やすごみで捨てちゃえというところにつながっている部分もちょっと多いのかなという印象ですね。

(多田委員)

すみません、その3割をね、全部なくす方法ってあると思うんですけど。まあ費用とか、いろいろかかると思いますけど。我が家では紙のごみというのは1割以下なんですよ。というのは必ず資源ごみとして出してるから。それで、ちょっとは家計が助かるかなと思ったら、ごみ袋って1枚あれ15円なんですよ。じゃあ2枚使うところが1枚に減ったからって家計には影響ないんですよね。だから、もう少しごみ袋を高くしたらいいんだと思うけど、これはこここの問題ではないと思います。申し訳ありません。ちょっと気になつたもんですから。失礼しました。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。そういたしましたら、その他、事務局から何かありますか。

(事務局 藤岡)

その他では特にございません。

(井上会長)

はい、そしたら特にないということでございますので、本日の議事はこれで終了させていただきたいと思います。そしたら今後の説明を事務局さんからお願ひします。

(事務局 藤岡)

はい。今回で今年度における全2回の審議会が終了となりました。次年度は5年に一度の改定となる、ごみ処理基本計画の策定に向けた前準備を進めていくことになります。開催のめどが立ちましたら日程調整の御連絡をさせていただきますので、御出席、御協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(井上会長)

はい。ということで、今後も御出席、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会はこれで閉会とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。御苦労さまでした。終わりります。

以上